

仕様書

1 件名

令和5年度 東京都観光ボランティアユニフォームの追加製作（複数単価契約）

2 目的

東京都観光ボランティア（以下「ボランティア」という。）は、東京を訪れる国内外からの旅行者が快適に観光を楽しめるよう、観光案内と東京の魅力を紹介する活動を行っている。

本活動にあたりボランティアが着用するユニフォームの内、令和5年度新規採用予定のボランティア向け配布予定の品目・サイズについて追加製作する。

3 契約期間

令和5年8月22日（火）から令和6年3月29日（金）まで

4 実施体制

受託者は本委託を効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

(1) 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社を含め、体制管理を徹底すること。

(2) 進捗状況の管理

委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう受託後から納品までの業務スケジュールを提案すること。また履行に当たっては、進捗状況を綿密に公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）へ確認・報告し、都度修正指示等に従うこと。

5 委託内容

(1) ユニフォームの製作

ア. サイズ／品目および製作数

サイズ／品目	帽子	ポロシャツ	ブルゾン
SS	—	10	10
S	15	100	100
M	135	110	120
L	120	60	55
LL	30	5	5
3L	—	15	10
合計	300	300	300

※添付の別紙には、上記3点以外のユニフォーム（例：防寒コート等）の記載があるが、今回は製作不要

イ. 仕様

別紙 1「ユニフォームデザイン等」、別紙 2-I 及び別紙 2-II「各仕様」に基づき、生地デザイン、機能、色味などが変わらないよう配慮するとともに、可能な限り、現行ユニフォームと同一の素材を使用し製作すること（現物確認可）。代替の素材を使用する場合は、予め TCVB に確認すること。

なお、素材品質条件書に基づき、質の高い日本製のものとして J-QUALITY 認証の取得は必須ではないが、認証取得に近いレベルを目指すこと。

ウ. 付属品

製作に伴い、以下付属品を製作すること（別紙 2-I 及び別紙 2-II「各仕様」参照）。

- ・QR コードワッペン（刺繍）
- ・Tokyo Tokyo アイコンワッペン（刺繍）
- ・①マークワッペン（刺繍）

（JIS Z8210 において「案内及び情報提供を主とした施設及び設備を表示」を示す①）

(2) ユニフォームのリサイクル対応

繊維等へのマテリアルリサイクルが可能なリサイクルスキームを組むこと。

なお、契約時に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守していることを証明する書類（「広域認定制度」に基づく認定証等）を提出すること。

6 納品について

- (1) 契約期間内に、TCVB が別途指定する納品先（23 区内）に納品すること。
- (2) 事業完了後、別紙 3「委託完了届」に必要事項を記入の上、提出すること。

7 契約の終了

本件は複数単価契約である。契約期間内において、発注数量等積算の総額が見積額に達したときは、期間の満了を待たずにその時点で契約は打ち切りとする。また、見積額に達しない場合であっても、期間の満了をもってこの契約は終了する。

8 契約代金の支払い

受託者への支払は、成果品納入後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

9 作成物・成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権等は、全て TCVB に帰属する。

- (3) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。なお、TCVB は、成果物を当該事業以外で使用する場合があります。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

10 委託事項の遵守・守秘義務

受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

12 個人情報の保護

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- (2) 本件における「個人情報」とは、本事業を遂行する上で得た、氏名・住所・電話番号等の連絡先・メールアドレスなどを指す。
- (3) 本事業の遂行にあたり前項「第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

13 その他

- (1) 本契約の履行に関する情報等について、TCVB から貸与された場合、契約終了後、速やかに返却すること。
- (2) 本契約の履行に関する情報及び原稿は、本契約の履行目的以外に使用してはならない。
- (3) 本契約の履行に際して疑義が生じた場合は、事前に TCVB と協議を行うこと。
- (4) TCVB が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (5) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (6) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に TCVB と協議し、これを確定する。

14 連絡先

公益財団法人 東京観光財団 総務部観光情報課

TEL 03-5579-2681

担当 神田、安田